

仕様書（提案公募時）

1 件名

交通結節点から博多旧市街への誘導装飾に関する調査検討及び計画検討業務委託

2 業務の目的

本市では古くから商都として栄え、長い歴史や豊かな伝統文化を有する博多部の価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、エリア全体の魅力を高めることにより、国内外への訴求力を高めていく「博多旧市街プロジェクト」を推進している。

博多旧市街は、エリアのウェルカムゲートである博多千年門や歴史ある神社・仏閣など、博多の歴史や文化を今に伝える貴重な観光資源が集積するエリアである。一方で、主要な交通結節点、とりわけ博多駅から博多千年門までの導線が分かりにくく、来訪者が円滑に目的地へ到達しにくい状況である。

本業務は、主要交通結節点から博多旧市街エリアへの来訪者の円滑な誘導及び来訪意欲の向上を図ることを目的とし、効果的な誘導装飾や案内手法について調査検討及び計画検討を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 履行場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

5 業務内容

以下に示す業務を実施すること。

(1) 全体業務関連

- ①本業務の遂行にあたっては、実施計画(スケジュールを含む)及び実施体制を明確に示すとともに、個人情報の管理及び情報セキュリティの観点を踏まえ、これに基づき適切に業務を実施すること。
なお、本業務に関連する総合計画等上位計画及び関連計画を整理し、対象エリアの位置付けやこれまでの関連計画における求められる役割等を踏まえること。
- ②発注者や関係機関等との協議内容については、受託者側で要点筆記等により協議録を作成することとし、速やかに担当者に送付すること。

(2) 対象エリア

- ①重点エリア（令和9年10月までに装飾実施予定）
 - ・JR博多駅（博多駅構内、博多駅博多口駅前広場、博多駅ビル2階通路、歩行者デッキ等を含む）及び博多千年門までの導線
- ②その他エリア（令和11年3月までに装飾実施予定）
 - ・地下鉄祇園駅及び御供所エリア（東長寺、妙楽寺、円覚寺、聖福寺等）までの導線
※JR博多駅からの地下通路（祇園博多間地下通路）も含む
 - ・地下鉄櫛田神社前駅・地下鉄祇園駅及び冷泉エリア（櫛田神社、「博多町家」ふるさと館、龍宮寺等）までの導線
 - ・地下鉄呉服町駅及び呉服町エリア（善導寺、妙典寺、海元寺等）までの導線

(3) 現状調査

以下の交通結節点及び博多旧市街エリアへの導線について、人流、空間特性、既存案内、設置制約

等を調査すること。なお、調査にあたっては、以下の視点を踏まえること。

- ・各交通結節点及び導線上における既存サイン（誘導サイン、観光案内サイン・地図等）の内容、視認性、設置状況
- ・博多旧市街に関する情報発信の有無、内容、視認性、設置状況
- ・歩行者動線及び滞留特性
 - ※福岡市地下鉄における乗降者数データは別途提供する。
- ・導線上の迷いやすい箇所、誘導が途切れている箇所、分かりにくい交差点等の抽出
- ・設置物に関する制約条件（特に、承天寺通り及び御供所地区については、都市景観形成地区に指定されているため配慮が必要）

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/keikan_plan/report_3_3.html

（４）先進事例調査

国内における歴史・伝統文化資源を有する地区への誘客を目的とした誘導装飾や案内サイン等の先進的な事例を調査する。なお、調査にあたっては、以下の視点を踏まえること。

- ・博多駅と類似する交通結節点から歴史地区への誘導装飾を行っている事例
- ・歩行者動線に沿って、継続的・統一的な誘導が行われている事例
- ・観光案内所や広場空間を起点とした誘導装飾を行っている事例

（５）エリア内事業者等意向の把握

受託者は、博多旧市街エリアにおける誘導装飾等の整備に向け、関係者の意向や課題を把握するため、以下の業務を実施すること。

① エリア内事業者等へのヒアリング調査

- ・博多旧市街エリア内の事業者（JR九州含む）、商店街、観光関連団体、寺社、まちづくり団体等を対象にヒアリングを実施し、現状の課題やニーズ、誘導装飾等に対する意見を把握すること。
- ・ヒアリング対象者及び実施方法については、本市と協議のうえ決定すること。
- ・調査結果については、意見を整理・分析し、今後の整備検討に資する資料として取りまとめること。

② 庁内関係課との協議

- ・関係法令や維持管理、景観、道路占用等の観点から、関係課との協議を行うこと。
- ・協議内容及び課題について整理し、誘導装飾等の整備にあたって留意すべき事項として取りまとめること。

（６）課題整理

現状調査及び先進事例調査結果を踏まえ、各交通結節点及び導線ごとの誘導上の課題を整理すること。

（７）計画の策定

現状調査結果及び課題整理を踏まえ、段階的整備を前提とし２ヶ年（令和９年度～令和１０年度）の装飾計画を策定すること。計画策定にあたっては、装飾のコンセプト、デザイン基本方針（色彩、素材、モチーフ等）、設置箇所位置図、種別（誘導装飾、案内サイン等）、設置物の数量、耐用年数及び更新やメンテナンスの必要性、設置方法等を検討すること。なお、本業務は装飾の実施を行うものではなく、実施に向けた計画の策定までを対象とする。

①計画策定の方向性

- ・本業務において対象とする誘導手法は、大きく「誘導装飾」と「案内サイン」に区別する。誘導装飾とは、空間全体の雰囲気や視覚的な印象を通じて来訪者の興味関心を喚起し、移動方向への

自然な誘導や回遊性の向上を図るもの、案内サインとは、主に文字、記号、地図等により目的地や方向、距離等の情報を正確に伝達するものである。提案にあたっては、両者の特性を踏まえ、機能性と演出性の両面から効果的な組み合わせを検討すること。

- ・博多旧市街としての世界観を表現するデザイン、かつ、博多旧市街の歴史、文化、ストーリーを感じられる誘導装飾
- ・博多旧市街への方向や距離感を直感的に把握することができ、「迷わず行ける」、「歩きたくなる」導線演出
- ・日中、夜間のどちらの時間帯の来訪者にも訴求できる誘導装飾
- ・各交通結節点の役割や人流を阻害しない誘導装飾や案内サインの配置
特に、博多駅構内、博多駅博多口駅前広場、博多駅ビル2階通路においては多数の人流が交錯するとともに営業店舗や有料広告等の事業活動が集中しているため、それらに支障がないよう十分な配慮が必要（なお、新たな常設物の設置の提案については、関係箇所との協議が必要）
- ・民間敷地内での設置及び既存の民間施設への装飾等については、費用区分や維持管理についても配慮が必要
- ・多言語表記などインバウンドへの配慮
- ・景観への配慮、安全性の確保、更新やメンテナンスの必要性

（８）費用の積算

（７）で策定した計画を実施するにあたり必要な費用の概算を算出すること。算出にあたっては、年度ごと、項目ごとの積算など可能な限り詳細に記載すること。

（９）事業スケジュールの作成

（７）で策定した計画を実施するスケジュール（令和９～１０年度）を作成すること。

6 成果品の提出

業務完了後は速やかに報告書を提出すること。（紙媒体２部、電子データ）

- ・事業報告書 A４版２部、電子媒体（CD-ROM等）１式（編集可能なデータを含む）
 - ・事業報告書に付随する誘導装飾等の設計資料及び設置状況が分かるパースや位置図資料
- ※データは原則Windows環境とする。

7 受注者の責務

（１）関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

（２）守秘義務

- ①受注者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照すること。

②従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

8 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

受注者は、業務を円滑に執行するため、全ての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行内容ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、発注者に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に発注者との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、7（3）に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

9 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、発注者の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

受注者は発注者の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

受注者が受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で発注者に提出し、承認を得ること。

なお、受注者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が発注者の委託に係るものであること、受注者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、発注者及び受注者協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）は発注者に帰属するものとする。
- ・納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- ・各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。